

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 鶴見大学（以下「本学」という。）は、**教育基本法**（昭和22年法律第25号）の趣旨にのっとり、**学校教育法**（昭和22年法律第26号）に基づき、高い教養とともに、専門の知識を授け、あわせて禪的行持によって社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良なる人材を育成することを目的とする。

## (自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえて不断の見直しを行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たり、その項目及び体制については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うように努めることとする。

## (組織的な研修等)

第2条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント：以下「FD」という。）を実施するものとする。

2 前項のFDを推進するために、本学各学部にてFD委員会を置く。

3 FD委員会に関する規程は、別に定める。

4 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（FDを除く。）の機会を設け、その他必要な取組を行うものとする。

## (情報の積極的な提供)

第2条の3 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

## 第2章 組織

## (学部)

第3条 本学に次の学部を置く。

2 学部は、文学部及び歯学部とする。

## (学科)

第4条 学部にて次の学科を置く。

2 学科は、文学部に日本文学科、英語英米文学科、文化財学科及びドキュメンテーション学科を、歯学部にて歯学科を置く。

## (大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

## 第3章 修業年限及び在学期間

## (修業年限)

第6条 修業年限は、文学部は4年とし、歯学部は6年とする。

## (在学期間)

第7条 在学期間は、文学部は8年を、歯学部は12年を超えることができない。

2 歯学部においては、第1学年から第2学年までを通算して4年、第3学年から第4学年までを通算して4年、第5学年から第6学年までを通算して4年を超えて在学することはできない。

## 第4章 収容定員

## (入学定員及び収容定員)

第8条 本学に入学させる学生の定員及び学生の収容定員は、次のとおりとする。

学部学科名	入学定員	収容定員
文学部 日本文学科	90人	360人
文学部 英語英米文学科	90人	360人
文学部 文化財学科	60人	240人
文学部 ドキュメンテーション学科	60人	240人
歯学部 歯学科	120人	720人

## 第5章 教育課程

## (教育研究上の目的)

第9条 本学学部学科ごとの人材の養成及び教育研究上の目的については、第1条に定める目的のほか、各学部学科の設置趣旨に基づき、**別表I**に定めるとおりとする。

2 第1項に規定する目的を達成するために、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針について、別に定める。

## (授業科目及び単位数)

第9条の2 本学において開設する授業科目及びその単位数は、文学部は**別表II**歯学部は**別表III**に定めるとおりとする。

2 授業科目の履修方法については、別に定める。

(単位計算方法)

第10条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

(取得資格等)

第11条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

文学部日本文学科 中学校教諭一種免許状(国語)、高等学校教諭一種免許状(国語、書道)、司書教諭、司書、学芸員

英語英米文学科 中学校教諭一種免許状(外国語(英語))、高等学校教諭一種免許状(外国語(英語))、司書教諭、司書、学芸員

文化財学科 中学校教諭一種免許状(社会)、高等学校教諭一種免許状(地理歴史)、司書教諭、司書、学芸員

ドキュメンテーション学科 高等学校教諭一種免許状(情報)、司書教諭、司書、学芸員

2 教育職員の免許を得ようとする者は、第13条第2項の規定によるほか、第9条の2第1項別表Ⅱの教職に関する科目について必要な単位(教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める単位)を修得しなければならない。

3 司書教諭の資格を得ようとする者は、第13条第2項及び前項の規定によるほか、第9条の2第1項別表Ⅱの学校図書館に関する科目について必要な単位(学校図書館司書教諭講習規程に定める単位)を修得しなければならない。

4 司書となる資格を得ようとする者は、第13条第2項の規定によるほか、第9条の2第1項別表Ⅱの図書館に関する科目について必要な単位を修得しなければならない。

5 学芸員となる資格を得ようとする者は、第13条第2項の規定によるほか、第9条の2第1項別表Ⅱの博物館に関する科目について必要な単位を修得しなければならない。

## 第6章 卒業の要件等

(単位の授与)

第12条 授業科目を履修した者に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

2 授業科目の合格者には所定の単位が与えられる。成績の評価については、別に定める。

3 試験についての細則は、別に定める。

(卒業の要件)

第13条 各学部の卒業の要件は、次のとおりとする。

2 文学部では、4年以上在学し第9条の2第1項別表Ⅱで定めるところに従い、日本文学科は、必修50単位選択74単位以上合計124単位以上、英語英米文学科は、必修44単位選択80単位以上合計124単位以上、文化財学科は、必修64単位選択60単位以上合計124単位以上、ドキュメンテーション学科は、必修48単位選択76単位以上合計124単位以上を修得しなければならない。

3 歯学部では、6年以上在学し第9条の2第1項別表Ⅲで定めるところに従い、必修202単位以上、選択2単位以上、合計204単位以上を修得しなければならない。

4 第2項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第10条の2第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

5 第3項の規定により卒業の要件として修得すべき207単位のうち、第10条の2第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(大学院授業科目の履修)

第13条の2 本学文学部学生が、本学大学院文学研究科(以下「文学研究科」という。)への進学を志望し、所属する学科が教育上有益と認めるときは、当該学生が学長の許可を得て、文学研究科博士前期課程の授業科目を履修することができるものとする。

2 前項の文学研究科博士前期課程の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第14条 他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学において教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ)又は外国の短期大学に留学する場合、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第15条 他の短期大学又は高等専門学校専攻科及び文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の単位については、前条第1項の規定による単位と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 本学に入学者前に他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

第17条 本学に入學する前に他の短期大学又は高等専門学校の専攻科及び文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前条の規定と合わせて与えることのできる単位数は、編入学及び転学等の場合を除き、30単位を超えないものとする。

## 第7章 学年、学期及び休業日

(学年)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第19条 学年は、2学期に分け、前期は4月1日から9月30日までとし、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

2 教育上必要と認めるとき、学長はこれを変更することができる。

3 1年間の授業期間は、35週にわたり行うことを原則とする。

(休業日)

第20条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) [国民の祝日に関する法律](#)（昭和23年法律178号）に規定する日

(3) 開学記念日（11月21日）

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 春季、夏季、冬季及び臨時の休業日は、その都度これを定め、都合により休業日を変更することができる。

## 第8章 入学、退学、除籍、休学、復学、転入学、転科、編入学、再入学及び留学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、毎年学年の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入學する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) [高等学校卒業程度認定試験規則](#)（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

(出願手続)

第23条 本学に入學しようとする者は、本学所定の入学願書に入学検定料を添え願出しなければならない。

(入学試験)

第24条 入学志願者には、入学試験を行う。

(入学手続)

第25条 入学を許可された者は、本学所定の誓約書等を提出しなければならない。

(退学)

第26条 退学しようとする者は、その理由を具して学長に願出、許可を受けなければならない。

(除籍)

第26条の2 次の各号のいずれかに該当する者を学長は除籍することができる。

(1) 指定の期日までに学生納付金等を納入せず、督促してもなお納入に応じない者

(2) 第7条第1項に定める在学期間を超えた者

(3) 第7条第2項に定める年数を超えても進級できない者

(4) 第27条第3項に定める休学期間を超えて復学できない者

(5) 外国人留学生で、本邦への入国の際に、虚偽の申告をして「留学」の在留資格を得たことが明らかになった者

(6) 外国人留学生で、在留資格を喪失した者

(7) 死亡の届けがあった者

(休学)

第27条 病気その他やむをえない理由によって2か月以上欠席しようとするときは、学長に休学を願出、許可を受けなければならない。

2 健康上その他特別の必要があると認められた者は、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、当該年度内とし、引き続き2年を超えないこととし通算して4年以内とする。

4 休学の期間は、第7条の在学期間に算入しない。

(復学)

第28条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長に願出、許可を受けて復学することができる。

(転入学)

第29条 他大学から本学へ転入学を希望する者がいるときは、選考の上入学を許可することができる。

2 転入学に関する規程は、別に定める。

(他大学への転学)

第30条 本学から他の大学へ入学又は転学しようとする者は、その理由書を提出し、学長の許可を受けるものとする。許可を受けた場合、退学しなければならない。

(転科)

第30条の2 本学文学部の学生で、他の学科へ転科を希望する者があるときは、選考の上転科を許可することがある。

2 転科に関する規程は、別に定める。

(編入学)

第31条 本学へ編入学を希望する者があるときは、選考の上入学を許可することがある。

2 編入学に関する規程は、別に定める。

(再入学)

第32条 本学の学生で退学した者が、再入学を希望したときは、選考の上入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

(留学)

第33条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学に関する規程は、別に定める。

## 第9章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第34条 入学検定料及び学生納付金は、別表Ⅳに定めるとおりとする。

2 その他学生納付金についての細則は、別に定める。

(休学期間中の学生納付金)

第35条 休学期間中の学生納付金については、別に定める。

(督促)

第36条 当該学年の授業料その他の納付金の納入をその年度の指定期間内に行わず、督促を受けても指定期間内になお納付しない者を、学長は除籍することができる。

(入学検定料等の不返還)

第37条 既納の入学検定料及び学生納付金は、別に定める場合を除き返還しない。

(専攻生の納付金)

第38条 専攻生の納付金については、別に定める。

(科目等履修生の納付金)

第39条 科目等履修生の納付金については、別に定める。

## 第10章 奨学制度

(奨学制度)

第40条 本学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

## 第11章 教育研究実施組織等

(職員)

第41条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 教授
- (5) 准教授
- (6) 講師
- (7) 助教
- (8) 助手
- (9) 司書
- (10) 事務職員
- (11) 医療職員
- (12) 技術職員

2 前項の規定にかかわらず、教育及び研究上有用と認められたときには、客員教授を置くことができる。この場合において、客員教授について必要なことは、別に定める。

3 補職に関する規程は、別に定める。

(校務分掌)

第42条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

4 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

- 5 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 9 司書は、上職の命を受け、資料を処理する。
- 10 事務職員は、上職の命を受け、諸般の事務に従事する。
- 11 医療職員は、上職の命を受け、医療に関する用務に従事する。
- 12 技術職員は、上職の命を受け、技術に関する用務に従事する。

(教育研究実施組織等)

第42条の2 本学は、教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

- 2 教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、適切な役割分担の下での職員の協働や組織的な連携体制を確保する。
- 3 教育研究実施組織等に関する必要な事項は、別に定める。

## 第12章 教授会、大学運営協議会及び全学自己点検評価委員会に関する事項

(教授会)

第43条 各学部に教授会を置く。

- 2 教授会に関する規程は、別に定める。

(教授会の招集及び議長)

第44条 教授会は、学長若しくは学部長が必要と認めるとき又は教授会構成員の2分の1以上の請求があつたときに、学部長がこれを招集する。

- 2 学部長は、教授会の議長となる。学部長に支障のあるときは、学長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(教授会の審議事項)

第45条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(大学運営協議会・全学自己点検評価委員会)

第46条 重要事項の協議、内部質保証の推進及び連絡調整のため、大学運営協議会を置く。

- 2 本学則第2条の実施にあたっては、全学自己点検評価委員会を置き、大学運営協議会にその結果を報告する。
- 3 大学運営協議会及び全学自己点検評価委員会に関する規程は、別に定める。

## 第13章 専攻生、研究生、科目等履修生及び外国人留学生

(専攻生)

第47条 本学の卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められた者が、本学教員指導の下に特定の授業科目の研究を願い出たときは、選考の上専攻生として入学を許可することができる。

- 2 専攻生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第48条 本学教員の指導を受け、本学専門学科学科の研究を志望する者があるときは、選考の上研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第49条 本学の授業科目中、特定の科目を履修しようとする者があるときは、選考の上科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第50条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

## 第14章 卒業証書・学位記

(卒業証書・学位記)

第51条 本学所定の課程を修めた者には、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第52条 本学を卒業した者には、つぎの学位を授与する。

文学部 学士(文学)

歯学部 学士(歯学)

- 2 学位に関する規程は、別に定める。

## 第15章 賞罰

(表彰)

第53条 本学の学生で、品行方正、学術優秀な者又は他の模範となる行為のあつた者は、これを表彰する。

(懲戒)

第54条 学生の本分に反し、学則その他の諸規則に違反した者は、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。懲戒は、戒告、謹慎、停学及び退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 無届けで長期にわたり欠席した者又は正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

#### 第16章 雑則

(公開講座)

第55条 本学は、社会一般の成人を対象とし、学術の向上と生涯学習の進展のため公開講座を開催する。

(図書館)

第56条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(保健センター)

第57条 本学は、学生及び職員に対する保健管理業務を実施するため保健センターを置く。

2 保健センターに関する規程は、別に定める。

(歯学部附属病院)

第58条 本学に歯学部附属病院を置く。

2 歯学部附属病院に関する規程は、別に定める。

(学生寮)

第59条 本学は、学生のために学生寮を置く。

2 学生寮に関する規程は、別に定める。

#### 第17章 改正手続

(改正手続)

第60条 本学則及び本学則に基づいて定める諸規則・諸規程は本学の必要に応じて変更することがある。

2 本学則の改正は、各教授会及び大学運営協議会の審議を経て、理事会が決定する。

附 則

本学則は、昭和44年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

ただし、第25条は平成元年度入学者から適用するが、平成元年3月31日までに納付される入学金は、文学部は270,000円、歯学部は500,000円とする。なお、昭和63年度以前の入学者の施設維持費は、次のとおりとする。

文学部

昭和58年度入学者	123,600円
昭和59年度入学者	133,900円
昭和60年度入学者	144,200円
昭和61年度入学者	154,500円
昭和62年度入学者	175,100円
昭和63年度入学者	185,400円

歯学部

昭和54年度入学者	1,030,000円
昭和55年度入学者	515,000円
昭和56年度入学者	824,000円
昭和57年度入学者	309,000円
昭和58年度入学者	309,000円
昭和59年度入学者	309,000円
昭和60年度入学者	309,000円
昭和61年度入学者	824,000円
昭和62年度入学者	824,000円
昭和63年度入学者	824,000円

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年9月1日から施行する。

ただし、第32条は平成4年度入学者から適用する。なお昭和63年度以前の入学者の施設維持費は、次のとおりとする。

文学部

昭和58年度入学者	120,000円
昭和59年度入学者	130,000円
昭和60年度入学者	140,000円
昭和61年度入学者	150,000円
昭和62年度入学者	170,000円

昭和63年度入学者	180,000円
歯学部	
昭和54年度入学者	1,000,000円
昭和55年度入学者	500,000円
昭和56年度入学者	800,000円
昭和57年度入学者	300,000円
昭和58年度入学者	300,000円
昭和59年度入学者	300,000円
昭和60年度入学者	300,000円
昭和61年度入学者	800,000円
昭和62年度入学者	800,000円
昭和63年度入学者	800,000円

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。  
ただし、第34条で定める学生納付金は、平成5年度入学者より適用する。平成4年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。  
ただし、第34条で定める学生納付金は、平成6年度入学者より適用する。平成5年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。  
ただし、第34条で定める学生納付金は、平成7年度入学者より適用する。平成6年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。  
ただし、第34条で定める学生納付金は、平成8年度入学者より適用する。平成7年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。  
ただし、第34条で定める学生納付金は、平成9年度入学者より適用する。平成8年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。  
ただし、第34条で定める学生納付金は、平成10年度入学者より適用する。平成9年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。  
ただし、第34条で定める学生納付金は、平成11年度入学者より適用する。平成10年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。  
ただし、第34条で定める学生納付金は、平成12年度入学者より適用する。平成11年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。  
ただし、第34条で定める学生納付金は、平成13年度入学者より適用する。平成12年度以前の入学者は、従前の規則による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日からこれを施行する。  
ただし、英米文学科は、改正後の第4条第2項、第8条、第11条、第13条第2項、別表Ⅱ及び別表Ⅳの規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成15年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日からこれを施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 歯学部においては、平成28年度以前に入学した学生に対する第7条第2項の適用に当たっては、同項の期間（第1学年においては2年、第2学年においては2年、第3学年及び第4学年においては通算4年、第5学年及び第6学年においては通算4年）の計算において、平成28年度以前の在学期間は算入しない。

なお、平成28年度以前に入学した学生に対する歯学部における在学期間の計算においては、平成28年度以前の在学期間を算入する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和2年度以前の入学生については、第26条、第27条及び第28条に定めるところによる「保護者」は、従前のとおり「保証人」とする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

教育研究上の目的

別表Ⅰ

授業科目及びその単位数

別表Ⅱ 文学部

別表Ⅲ 歯学部

別表Ⅳ 入学検定料及び学生納付金

教育研究上の目的

別表 I

学部	学科	人材の養成及び教育研究上の目的
文学部	日本文学科	<p>日本文学と日本語学に関する該博な識見及び日本語による論理的思考とそれを他者に伝える発話力と文章力を備え、地道な努力を厭わず、自己を省みて他者への敬意を忘れない、堅実・中庸の人を育てる。</p> <p>四年間で、全時代の日本文学と日本語学を基礎から学び、最後に卒業論文として結実させる力を養う。同時に、日本の伝統文化・書物・芸能や漢字文化圏についての理解を涵養しつつ、古典籍の文字を解説する力、図書館を通じて調査分析する力、中学・高校生に国語や書道を教える力、外国人に英語で初歩的な日本文化を説明する力等を訓練する。</p> <p>総じて日本文学に関しては、高校教科書程度の古文・漢文・現代文について参考書によらずに説明できる知識と能力、日本語学に関しては、日本語を母語としない日本語学習者に日本語について基礎的説明ができる知識と能力、その両者を備え、社会の様々な局面に適応して世の中に貢献する人材を育成する。</p> <p>そのためにも、研究上は、文献やデータに基づき手続きと論理を重視する実証主義を基本とし、学問と社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
	英語英米文学科	<p>地球社会の時代に対応できる広い視野と高い識見を備えた人材の育成を目的とする。この目的のため、英語の高度な運用能力を習得するだけでなく、英語資料の調査分析を通じて、イギリス、アメリカをはじめとする英語圏の社会、文化、文学に関する深い知識を身につけることができるように教育をおこなう。さらには、国際語としての英語を通して、英語圏以外の世界の諸地域についても理解を深めることができる広い視野を養うことをめざす。また、これらの能力と知識を習得した結果、自分と自分を取り巻く社会との関係を深く理解した上で、自分と自文化について英語で伝えることができる、並びに、自文化と異文化の違いを認識した上で、異文化に対して寛容の精神を持ち、異文化間の相互理解に寄与することができる人材を育成することにより、広く社会に貢献することを目的とする。以上の目的のため、本学科の教員は関連諸分野を横断した研究を推進する。</p>

	文化財学科	<p>人類の長い歴史の中から生み出されて、今日まで伝えられてきた文化財について、その歴史的意義や材質・製作技法などに関する幅広い知識を学び、併せてその取り扱い方や調査・研究の手法、保存と修復の技術を身に付け、将来にわたって文化財を守り伝えて行く専門職に就ける人材を育成する。1～2年においては基礎概説科目で、文化的基盤を学び、2年次以降の専門選択科目では幅広い知識と、「調べ、まとめ、発表する」力を習得する。1～4年次にわたる実習科目で、文化財の実物に触れつつ、調査・研究、整理・修復、展示・公開の技術を身に付ける。最終学年で上記を総合し卒業論文に結実させる。以上の目的のため、本学科教員は学際的な研究を推進する。</p>
	ドキュメンテーション学科	<p>過去・現在・未来にわたる「情報」の多様なあり方について理解し、情報を分析し発信する力を身に付け、社会で活躍できる人材の育成を目的とする。1・2年次においてコンピュータ及び情報に関する基礎的な知識と技能を修得し、3・4年次においては情報学・図書館学・書誌学のそれぞれの分野において1・2年次で学んだことをさらに深め、幅広い知識を身に付ける。</p> <p>情報学コースでは高等学校情報科教員や一般企業における技術職、図書館学コースでは急激なデジタル化に対応できる図書館司書、書誌学コースでは古典籍の価値を現代社会に発信できるような専門職の養成をめざす。さらに、社会人としての基礎的な能力を養うカリキュラムを備えることにより、一般企業の様々な職種に対応できる人材を育成する。</p> <p>研究においても、これらの教育目的に対応して、各分野で知見を深め、それらを融合し、新たな研究領域の創造をめざしている。</p>
歯学部	歯学科	<p>建学の精神に基づく人格の形成と社会への奉仕を教育の根本におき、国際的にも通用する広い知識を授けると共に、高度な歯・顎・口腔に関する専門の学術を教授研究し、深い教養と良識を備えた信頼される歯科医師の育成を使命とする。すなわち、一般教育においては、幅広い教養と他者を思いやる心を忘れずに、コミュニケーション能力に優れ、さまざまな局面における問題点を発見し解決する能力を育てる。専門教育科目の基礎領域の教育においては、最新の歯科医学の知識を常に学び続ける研究心を持ち、根拠に基づいた歯科医療を実践する人材を養成する。また、臨床領</p>

		<p>域の教育では専門に偏らない広い知識と技能に加えて、弱者を助け支えることのできる慈愛の態度を持つ人材としての教育を行う。さらに地域医療に貢献し、口腔疾患が全身の健康に及ぼす影響を理解し、口腔及び全身の健康を増進させ疾病の予防を行うことができ、基礎的及び臨床的な両分野で創造性に富む医療人を育成する。</p>
--	--	---

授業科目及びその単位数

別表Ⅱ 文学部

授業科目	単位数	
	必修単位	選択単位
日本文学科		
宗教学（実践行持を含む）	4	
哲学		2
心理学Ⅰ		2
心理学Ⅱ		2
倫理学Ⅰ（概説）		2
倫理学Ⅱ		2
世界歴史Ⅰ（概説）		2
世界歴史Ⅱ		2
日本歴史Ⅰ（概説）		2
日本歴史Ⅱ		2
地誌学概説		2
政治学Ⅰ（概説）		2
政治学Ⅱ		2
法学Ⅰ（日本国憲法）		2
法学Ⅱ		2
経済学Ⅰ（概説）		2
経済学Ⅱ		2
社会学Ⅰ（概説）		2
社会学Ⅱ		2
キャリア形成論		2
キャリアスキル演習Ⅰ		2
キャリアスキル演習Ⅱ		2
キャリアスキル演習Ⅲ		2
キャリアスキル演習Ⅳ		2
ジャーナリズム論Ⅰ		2
ジャーナリズム論Ⅱ（メディアリテラシー）		2
コミュニケーション論		2
ボランティア論		2
体育（体育実技1単位を含む）	2	
生涯スポーツⅠ		1
生涯スポーツⅡ		1
健康科学		2
科学技術論Ⅰ		2
科学技術論Ⅱ		2

地球環境論 I		2
地球環境論 II		2
情報リテラシー I	2	
情報リテラシー II		2
表象文化論 I		2
表象文化論 II		2
表象文化論 III		2
表象文化論 IV		2
地域文化研究 I		2
地域文化研究 II		2
地域文化研究 III		2
地域文化研究 IV		2
地域文化研究 V		2
地域文化研究 VI		2
言語学		2
日本語	4	
中国語 I A		1
中国語 I B		1
中国語 II A		1
中国語 II B		1
中国語 III A		1
中国語 III B		1
中国語 IV A		1
中国語 IV B		1
英語 I	2	
英語 II	2	
英語 III	2	
選択英語 I		1
選択英語 II		1
選択英語 III		1
選択英語 IV		1
選択英語 V		1
選択英語 VI		1
ドイツ語 I A		1
ドイツ語 I B		1
ドイツ語 II A		1
ドイツ語 II B		1
ドイツ語 III A		1
ドイツ語 III B		1

ドイツ語ⅣA		1
ドイツ語ⅣB		1
フランス語ⅠA		1
フランス語ⅠB		1
フランス語ⅡA		1
フランス語ⅡB		1
フランス語ⅢA		1
フランス語ⅢB		1
フランス語ⅣA		1
フランス語ⅣB		1
外国文学Ⅰ		2
外国文学Ⅱ		2
外国文学Ⅲ		2
外国文学Ⅳ		2
日本語学概論（音声言語・文章表現を含む）	4	
日本語学入門		4
日本語学演習Ⅰ		4
日本語学演習Ⅱ		4
日本語学講義Ⅰ		4
日本語学講義Ⅱ		4
日本語史		4
国文学概論	4	
基礎古文	2	
基礎漢文	2	
基礎古典文法	2	
現代文読解	2	
漢文講読	2	
国文学講読（古典）	2	
国文学講読（近代）	2	
国文学史 上代・中古		4
国文学史 中世・近世		4
国文学史 近代		4
国文学演習 上代・中古Ⅰ		4
国文学演習 上代・中古Ⅱ		4
国文学演習 上代・中古Ⅲ		4
国文学演習 中世・近世Ⅰ		4
国文学演習 中世・近世Ⅱ		4
国文学演習 中世・近世Ⅲ		4

国文学演習 近代Ⅰ		4
国文学演習 近代Ⅱ		4
国文学演習 近代Ⅲ		4
国文学演習 近代Ⅳ		4
国文法演習		4
漢文学演習		4
上代文学講義Ⅰ		4
上代文学講義Ⅱ		4
中古文学講義Ⅰ		4
中古文学講義Ⅱ		4
中世文学講義Ⅰ		4
中世文学講義Ⅱ		4
近世文学講義Ⅰ		4
近世文学講義Ⅱ		4
近代文学講義Ⅰ		4
近代文学講義Ⅱ		4
中国古典文学	4	
中国文学演習		4
中国文学史		4
有職故実Ⅰ		2
有職故実Ⅱ		2
古筆鑑賞		4
書道史		4
書道Ⅰ		2
書道Ⅱ		2
書道Ⅲ		2
書道Ⅳ		2
書道Ⅴ		2
書道Ⅵ		2
教職国語科		4
教職国語科演習		2
世界の中の日本文学		2
卒業論文指導	2	
卒業論文	4	
※他学科等開講科目群		8
<b>英語英米文学科</b>		
宗教学（実践行持を含む）	4	
哲学		2

心理学Ⅰ		2
心理学Ⅱ		2
倫理学Ⅰ（概説）		2
倫理学Ⅱ		2
世界歴史Ⅰ（概説）		2
世界歴史Ⅱ		2
日本歴史Ⅰ（概説）		2
日本歴史Ⅱ		2
地誌学概説		2
政治学Ⅰ（概説）		2
政治学Ⅱ		2
法学Ⅰ（日本国憲法）		2
法学Ⅱ		2
経済学Ⅰ（概説）		2
経済学Ⅱ		2
社会学Ⅰ（概説）		2
社会学Ⅱ		2
キャリア形成論		2
キャリアスキル演習Ⅰ		2
キャリアスキル演習Ⅱ		2
キャリアスキル演習Ⅲ		2
キャリアスキル演習Ⅳ		2
ジャーナリズム論Ⅰ		2
ジャーナリズム論Ⅱ（メディアリテラシー）		2
コミュニケーション論		2
ボランティア論		2
体育（体育実技1単位を含む）	2	
生涯スポーツⅠ		1
生涯スポーツⅡ		1
健康科学		2
科学技術論Ⅰ		2
科学技術論Ⅱ		2
地球環境論Ⅰ		2
地球環境論Ⅱ		2
情報リテラシーⅠ	2	
情報リテラシーⅡ		2
表象文化論Ⅰ		2
表象文化論Ⅱ		2
表象文化論Ⅲ		2

表象文化論Ⅳ	2
地域文化研究Ⅰ	2
地域文化研究Ⅱ	2
地域文化研究Ⅲ	2
地域文化研究Ⅳ	2
地域文化研究Ⅴ	2
地域文化研究Ⅵ	2
言語学	2
日本語	
中国語ⅠA	1
中国語ⅠB	1
中国語ⅡA	1
中国語ⅡB	1
中国語ⅢA	1
中国語ⅢB	1
中国語ⅣA	1
中国語ⅣB	1
選択英語Ⅰ	1
選択英語Ⅱ	1
選択英語Ⅲ	1
選択英語Ⅳ	1
選択英語Ⅴ	1
選択英語Ⅵ	1
ドイツ語ⅠA	1
ドイツ語ⅠB	1
ドイツ語ⅡA	1
ドイツ語ⅡB	1
ドイツ語ⅢA	1
ドイツ語ⅢB	1
ドイツ語ⅣA	1
ドイツ語ⅣB	1
フランス語ⅠA	1
フランス語ⅠB	1
フランス語ⅡA	1
フランス語ⅡB	1
フランス語ⅢA	1
フランス語ⅢB	1
フランス語ⅣA	1
フランス語ⅣB	1

外国文学Ⅰ		2
外国文学Ⅱ		2
外国文学Ⅲ		2
外国文学Ⅳ		2
リーディング A	1	
リーディング B	1	
ライティング A	1	
ライティング B	1	
オーラル・コミュニケーションⅠ A	1	
オーラル・コミュニケーションⅠ B	1	
オーラル・コミュニケーションⅡ A	1	
オーラル・コミュニケーションⅡ B	1	
オーラル・コミュニケーション集中 A		2
オーラル・コミュニケーション集中 B		2
教養演習	4	
コンプレハンシブ・イングリッシュ A	1	
コンプレハンシブ・イングリッシュ B	1	
メディア・イングリッシュ A	2	
メディア・イングリッシュ B	2	
特別演習Ⅰ	4	
特別演習Ⅱ	4	
英語学概論 A		2
英語学概論 B		2
英文法 A		2
英文法 B		2
英語音声学 A		2
英語音声学 B		2
社会言語学研究 A		2
社会言語学研究 B		2
英語文学概論Ⅰ A		2
英語文学概論Ⅰ B		2
英語文学概論Ⅱ A		2
英語文学概論Ⅱ B		2
英語文学入門 A		2
英語文学入門 B		2
英米詩研究		2
英米演劇研究		2
イギリス小説研究 A		2
イギリス小説研究 B		2

アメリカ小説研究 A	2
アメリカ小説研究 B	2
英米児童文学研究 A	2
英米児童文学研究 B	2
イギリス文化概論 A	2
イギリス文化概論 B	2
アメリカ文化概論 A	2
アメリカ文化概論 B	2
イギリス文化研究 A	2
イギリス文化研究 B	2
アメリカ文化研究 A	2
アメリカ文化研究 B	2
特別実習	2
英語教育研究 A	2
英語教育研究 B	2
異文化間コミュニケーション研究 A	2
異文化間コミュニケーション研究 B	2
比較文化研究 A	2
比較文化研究 B	2
イギリス史 A	2
イギリス史 B	2
アメリカ史 A	2
アメリカ史 B	2
TOEIC I A	2
TOEIC I B	2
TOEIC II A	2
TOEIC II B	2
スクリーン・イングリッシュ A	2
スクリーン・イングリッシュ B	2
翻訳演習 A	2
翻訳演習 B	2
英語コミュニケーション概論 A	2
英語コミュニケーション概論 B	2
リーディング・スキル A	2
リーディング・スキル B	2
ライティング・スキル A	2
ライティング・スキル B	2
ビジネス・ライティング A	2
ビジネス・ライティング B	2

プレゼンテーション・スキル A		2
プレゼンテーション・スキル B		2
コミュニケーション・スキル I A		2
コミュニケーション・スキル I B		2
コミュニケーション・スキル II A		2
コミュニケーション・スキル II B		2
国際文化研究 A		2
国際文化研究 B		2
海外英語研修		4
海外文化研修		4
特別英語研修		2
卒業研究	6	
※他学科等開講科目群		16
<b>文化財学科</b>		
宗教学（実践行持を含む）	4	
哲学		2
心理学 I		2
心理学 II		2
倫理学 I（概説）		2
倫理学 II		2
世界歴史 I（概説）		2
世界歴史 II		2
日本歴史 I（概説）		2
日本歴史 II		2
地誌学概説		2
政治学 I（概説）		2
政治学 II		2
法学 I（日本国憲法）		2
法学 II		2
経済学 I（概説）		2
経済学 II		2
社会学 I（概説）		2
社会学 II		2
キャリア形成論		2
キャリアスキル演習 I		2
キャリアスキル演習 II		2
キャリアスキル演習 III		2
キャリアスキル演習 IV		2

ジャーナリズム論 I		2
ジャーナリズム論 II (メディアリテラシー)		2
コミュニケーション論		2
ボランティア論		2
体育 (体育実技 1 単位を含む)	2	
生涯スポーツ I		1
生涯スポーツ II		1
健康科学		2
科学技術論 I		2
科学技術論 II		2
地球環境論 I		2
地球環境論 II		2
情報リテラシー I	2	
情報リテラシー II		2
表象文化論 I		2
表象文化論 II		2
表象文化論 III		2
表象文化論 IV		2
地域文化研究 I		2
地域文化研究 II		2
地域文化研究 III		2
地域文化研究 IV		2
地域文化研究 V		2
地域文化研究 VI		2
言語学		2
日本語	4	
中国語 I A		1
中国語 I B		1
中国語 II A		1
中国語 II B		1
中国語 III A		1
中国語 III B		1
中国語 IV A		1
中国語 IV B		1
英語 I	2	
英語 II	2	
英語 III	2	
選択英語 I		1
選択英語 II		1

選択英語Ⅲ		1
選択英語Ⅳ		1
選択英語Ⅴ		1
選択英語Ⅵ		1
ドイツ語ⅠA		1
ドイツ語ⅠB		1
ドイツ語ⅡA		1
ドイツ語ⅡB		1
ドイツ語ⅢA		1
ドイツ語ⅢB		1
ドイツ語ⅣA		1
ドイツ語ⅣB		1
フランス語ⅠA		1
フランス語ⅠB		1
フランス語ⅡA		1
フランス語ⅡB		1
フランス語ⅢA		1
フランス語ⅢB		1
フランス語ⅣA		1
フランス語ⅣB		1
外国文学Ⅰ		2
外国文学Ⅱ		2
外国文学Ⅲ		2
外国文学Ⅳ		2
文化財研究法	4	
博物館概論	2	
博物館経営論	2	
考古学	4	
文化人類学	4	
地理学	4	
歴史資料講読	2	
実習ⅠA	2	
実習ⅠB	2	
実習ⅡA	2	
実習ⅡB	2	
実習ⅢA	2	
実習ⅢB	2	
実習Ⅳ	2	
文化財演習Ⅰ	2	

文化財演習Ⅱ	2	
宗教学概論		2
日本史概論		2
世界史概論		2
地誌学概論		2
日本史Ⅰ		2
日本史Ⅱ		2
日本仏教史Ⅰ		2
日本仏教史Ⅱ		2
古文書学Ⅰ		2
古文書学Ⅱ		2
歴史地理学		2
歴史地誌学		2
先史考古学		2
歴史考古学		2
日本美術史Ⅰ		2
日本美術史Ⅱ		2
建築史Ⅰ		2
建築史Ⅱ		2
工芸史Ⅰ		2
工芸史Ⅱ		2
史跡特論Ⅰ		2
史跡特論Ⅱ		2
博物館資料保存論Ⅰ		2
博物館資料保存論Ⅱ		2
日本文化史Ⅰ		2
日本文化史Ⅱ		2
有職故実Ⅰ		2
有職故実Ⅱ		2
文化財各論Ⅰ		2
文化財各論Ⅱ		2
文化財各論Ⅲ		2
博物館展示論		2
文化財各論Ⅳ		2
文化財各論Ⅴ		2
学外館務実習		1
卒業論文	6	
※他学科等開講科目群		10

ドキュメンテーション学科

宗教学（実践行持を含む）

4

哲学

2

心理学Ⅰ

2

心理学Ⅱ

2

倫理学Ⅰ（概説）

2

倫理学Ⅱ

2

世界歴史Ⅰ（概説）

2

世界歴史Ⅱ

2

日本歴史Ⅰ（概説）

2

日本歴史Ⅱ

2

地誌学概説

2

政治学Ⅰ（概説）

2

政治学Ⅱ

2

法学Ⅰ（日本国憲法）

2

法学Ⅱ

2

経済学Ⅰ（概説）

2

経済学Ⅱ

2

社会学Ⅰ（概説）

2

社会学Ⅱ

2

キャリア形成論

2

キャリアスキル演習Ⅰ

2

キャリアスキル演習Ⅱ

2

キャリアスキル演習Ⅲ

2

キャリアスキル演習Ⅳ

2

ジャーナリズム論Ⅰ

2

ジャーナリズム論Ⅱ（メディアリテラシー）

2

コミュニケーション論

2

ボランティア論

2

体育（体育実技1単位を含む）

2

生涯スポーツⅠ

1

生涯スポーツⅡ

1

健康科学

2

科学技術論Ⅰ

2

科学技術論Ⅱ

2

地球環境論Ⅰ

2

地球環境論Ⅱ

2

表象文化論Ⅰ

2

表象文化論Ⅱ

2

表象文化論Ⅲ		2
表象文化論Ⅳ		2
地域文化研究Ⅰ		2
地域文化研究Ⅱ		2
地域文化研究Ⅲ		2
地域文化研究Ⅳ		2
地域文化研究Ⅴ		2
地域文化研究Ⅵ		2
言語学		2
日本語	4	
中国語ⅠA		1
中国語ⅠB		1
中国語ⅡA		1
中国語ⅡB		1
中国語ⅢA		1
中国語ⅢB		1
中国語ⅣA		1
中国語ⅣB		1
英語Ⅰ	2	
英語Ⅱ	2	
英語Ⅲ	2	
選択英語Ⅰ		1
選択英語Ⅱ		1
選択英語Ⅲ		1
選択英語Ⅳ		1
選択英語Ⅴ		1
選択英語Ⅵ		1
ドイツ語ⅠA		1
ドイツ語ⅠB		1
ドイツ語ⅡA		1
ドイツ語ⅡB		1
ドイツ語ⅢA		1
ドイツ語ⅢB		1
ドイツ語ⅣA		1
ドイツ語ⅣB		1
フランス語ⅠA		1
フランス語ⅠB		1
フランス語ⅡA		1
フランス語ⅡB		1

フランス語Ⅲ A		1
フランス語Ⅲ B		1
フランス語Ⅳ A		1
フランス語Ⅳ B		1
外国文学Ⅰ		2
外国文学Ⅱ		2
外国文学Ⅲ		2
外国文学Ⅳ		2
情報機器教育論	2	
基礎演習	2	
図書館概論	2	
情報システム概論	2	
コンピュータ概論	2	
ネットワーク概論	2	
情報資源組織論	2	
情報基礎演習 1	2	
情報基礎演習 2	2	
情報基礎演習 3	2	
情報基礎演習 4	2	
情報サービス概論	2	
日本語演習	2	
卒業課題研究	6	
プレゼンテーション演習		2
特別実習		2
図書館情報資源論 1		2
図書館情報資源論 2		2
図書館学各論 1 a		2
図書館学各論 1 b		2
図書館学各論 1 c		2
図書館サービス論 1		2
図書館学演習 1		2
図書館学演習 2		2
図書館学演習 3		2
児童サービス論		2
図書館学各論 2 a		4
図書館学各論 2 b		4
図書館学各論 2 c		4
図書館学研究 1		2
図書館学研究 2		2

図書館学研究 3	2
図書館サービス論 2	2
書誌学概論 1	2
書誌学概論 2	2
書誌学基礎講義 1	2
書誌学基礎講義 2	2
書誌学基礎演習	2
書誌学各論 1 a	2
書誌学各論 1 b	2
古典籍読解演習 1	2
古典籍読解演習 2	2
書誌学各論 2 a	4
書誌学各論 2 b	4
古写本演習	4
古版本演習	4
書誌学特別演習 1	2
書誌学特別演習 2	2
古筆鑑賞	4
マルチメディア概論	2
情報学理論	2
プログラミング概論	2
データベース概論	2
データベース演習	2
ネットワーク演習	2
マルチメディア演習	2
情報学各論 1 a	2
情報学各論 1 b	2
情報学各論 1 c	2
情報学演習 a	2
情報学演習 b	2
情報学演習 c	2
情報学演習 d	2
情報学理論演習 1	2
情報学理論演習 2	2
プログラミング演習	2
情報社会と倫理	2
情報と職業	2
情報学各論 2 a	4
情報学各論 2 b	4

情報学各論 2 c	4
※他学科等開講科目群	14

授業科目	単位数
<b>資格に関する科目（共通）</b>	
<b>教職に関する科目</b>	
教師論	2
教育原理	2
教育心理学	1
特別支援教育の方法	1
学校の制度	2
教育課程論	2
教育の方法及び技術（ICT活用を含む）	2
国語科教育法Ⅰ	4
国語科教育法Ⅱ	4
書道科教育法	4
英語科教育法Ⅰ	4
英語科教育法Ⅱ	4
社会科教育法Ⅰ	2
社会科教育法Ⅱ	2
地理歴史科教育法Ⅰ	2
地理歴史科教育法Ⅱ	2
情報科教育法	4
道徳教育	2
特別活動及び総合的な学習の時間の指導 法	2
生徒指導とキャリア形成	2
教育相談	2
中学校教育実習Ⅰ	1
中学校教育実習Ⅱ	4
高等学校教育実習Ⅰ	1
高等学校教育実習Ⅱ	2
教職実践演習（中・高）	2
<b>図書館に関する科目</b>	
生涯学習概論	2
図書館概論	2
図書館情報技術論	2
図書館制度・経営論	2

図書館サービス論	2
児童サービス論	2
情報サービス論	2
情報サービス演習Ⅰ	1
情報サービス演習Ⅱ	1
図書館情報資源論Ⅰ	2
図書館情報資源論Ⅱ	2
情報資源組織論	2
情報資源組織演習Ⅰ	1
情報資源組織演習Ⅱ	1
情報リテラシーⅠ	2
図書館サービス特論	2
図書・図書館史	2
<b>学校図書館に関する科目</b>	
学校経営と学校図書館	2
図書館情報資源論Ⅰ	2
情報資源組織論	2
情報メディアの活用	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
<b>博物館に関する科目</b>	
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論Ⅰ	2
博物館資料保存論Ⅱ	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
生涯学習概論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館実習Ⅰ	1
博物館実習Ⅱ	2
日本文化史Ⅰ	2
日本文化史Ⅱ	2
日本美術史Ⅰ	2
日本美術史Ⅱ	2
表象文化論Ⅰ	2
表象文化論Ⅱ	2
考古学	4

有職故実Ⅰ	2
有職故実Ⅱ	2
古筆鑑賞	4
文化人類学	4
<b>宗侶養成に関する科目</b>	
禅学	4
禅宗史	4
宗典研究Ⅰ	2
宗典研究Ⅱ	2
日本仏教史Ⅰ	2
日本仏教史Ⅱ	2
宗教学	4
日本文化史Ⅰ	2
日本文化史Ⅱ	2
文化人類学	4
コミュニケーション論	2
倫理学Ⅰ（概説）	2
倫理学Ⅱ	2
社会学Ⅰ（概説）	2
社会学Ⅱ	2
仏教文学	4
日本美術史Ⅰ	2
日本美術史Ⅱ	2
ボランティア論	2
仏教保育	2
仏教概論	4
環境と人間	2
参禅Ⅰ	2
参禅Ⅱ	2
宗学実習	2
<b>学校司書養成に関する科目</b>	
学校経営と学校図書館	2
図書館情報技術論	2
図書館情報資源論Ⅰ	2
ドキュメント処理概論	2
ドキュメント処理演習Ⅰ	2
ドキュメント処理演習Ⅱ	2
情報サービス各論Ⅰ	2
情報サービス概論	2

情報サービス演習Ⅰ	2
情報サービス演習Ⅱ	2
情報サービス各論Ⅱ	4
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2

※他学科の指定された専門科目、資格に関する科目のうち指定された科目、他大学との単位互換に基づく科目

別表Ⅲ 歯学部

授 業 科 目	単 位 数	
	必修単位	選択単位
宗教学(実践行持を含む)	1	
英語		2
日本語		2
歯科医学英語	1	
歯科医師の基本的資質	2	
文章表現演習	2	
歯科医学史・概論	1	
社会と歯学	2	
基礎数学	1	
統計解析	1	
情報リテラシー	1	
医療のための情報処理	1	
衛生学・公衆衛生学	2	
口腔保健学・地域歯科保健学	1	
衛生学・口腔保健学演習	1	
歯科法医学	1	
医事法・医療安全管理学	1	
栄養学	1	
基礎物理学	1	
生体物理学	1	
生体内物質の化学的基礎	2	
化学演習	1	
基礎生物学	1	
ヒトの細胞遺伝学	1	
発生学	1	
生物学演習	1	
人体解剖学	4	
組織学	1	
組織学実習	1	
一般生理学	1	
循環・呼吸生理学	1	
代謝概論	1	
成長と老化	1	
歯科基礎科学	1	
人体解剖学実習	1	
口腔生理学	1	
一般生化学	1	

授 業 科 目	単 位 数	
	必修単位	選択単位
分子生物学	1	
口腔生化学	1	
生化学実習	1	
一般病理学	1	
一般病理学実習	1	
微生物の性状と感染	1	
口腔内感染と免疫	1	
口腔微生物学実習	1	
免疫総論	1	
薬物動態と適応	1	
薬物の種類と薬理作用	1	
歯科薬理学実習	1	
神経と運動の生理学	1	
生命現象の機能的メカニズム	2	
臨床に必要な基礎医学	1	
歯科材料学の基礎	1	
歯科理工学	2	
歯科理工学実習	1	
歯の解剖学	1	
口腔組織・発生学	1	
口腔組織・発生学実習	1	
頭頸部解剖学	1	
頭頸部解剖学実習	1	
生理学実習	1	
口腔病理学	1	
口腔病理学実習	1	
歯型彫刻演習	1	
放射線学	1	
画像検査学	1	
画像診断学	1	
保存修復学演習	2	
歯周病学	1	
歯周治療学実習	1	
歯内療法学	1	
歯内療法学実習	1	
全部床義歯補綴学	1	
全部床義歯補綴学実習	1	
部分床義歯補綴学	1	

授 業 科 目	単 位 数	
	必修単位	選択単位
部分床義歯補綴学実習	1	
クラウンブリッジ補綴学演習	2	
口腔外科学	8	
歯科矯正学総論と診断学	1	
齲蝕の基礎と臨床	1	
臨床検査総論	1	
歯周病の基礎と臨床	1	
歯科麻酔学	1	
歯科矯正学治療学	1	
歯科矯正学実習	1	
小児歯科学総論	1	
小児歯科学各論	1	
小児歯科学実習	1	
高齢者歯科学総論	1	
高齢者歯科学各論	1	
障害者の歯科治療	1	
救命救急歯科学	1	
口腔・顔面領域の機能障害	1	
口腔顎顔面インプラント学	1	
統合臨床基礎実習	3	
臨床実習	29	
関連医学	1	
内科学	2	
総合歯科医学	56	
※他学部開講科目群		4

別表Ⅳ 入学検定料及び学生納付金

文学部

《入学検定料》	日本文学科	英語英米文学科	文化財学科	トキモメンテーション学科
一般選抜(大学入学共通テスト利用型を除く)	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円
一般選抜(大学入学共通テスト利用型)	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円

備考 出願方法により減額することがある。詳細については別に定める。

《学生納付金》	日本文学科	英語英米文学科	文化財学科	トキモメンテーション学科
入学金 (入学時)	360,000 円	360,000 円	360,000 円	360,000 円
授業料 (年額)	710,000 円	710,000 円	710,000 円	710,000 円
実験実習費 (年額)	— 円	— 円	60,000 円	50,000 円
施設維持費 (年額)	280,000 円	280,000 円	350,000 円	350,000 円

歯学部

《入学検定料》

一般選抜(大学入学共通テスト利用型を除く)	35,000 円
一般選抜(大学入学共通テスト利用型)	15,000 円

備考 出願方法により減額することがある。詳細については別に定める。

《学生納付金》

(1) 令和4年度以降の入学者

入学金 (入学時)	500,000 円
授業料 (年額)	入学時 1,950,000 円
授業料 (年額)	2年目以降 3,500,000 円
施設維持費 (年額)	800,000 円
歯学教育充実費 (年額)	250,000 円

(2) 平成25年度から令和3年度までの入学者

入学金 (入学時)	600,000 円
授業料 (年額)	3,500,000 円
施設維持費 (年額)	800,000 円
歯学教育充実費 (年額)	250,000 円

(3) 平成23年度・平成24年度の入学者

入学金 (入学時)	600,000 円
授業料 (年額)	3,500,000 円
施設維持費 (年額)	800,000 円
歯学教育充実費	入学時 3,000,000 円
	2年目以降(年額)※ 400,000 円

(4) 平成22年度以前の入学者

入学金 (入学時)	600,000 円
授業料 (年額)	3,500,000 円
施設維持費 (年額)	850,000 円
歯学教育充実費 (入学時)	5,000,000 円

※歯学教育充実費は、修業年限を超えて在籍する場合は免除する。